

正当な理由 5 の詳細について

【概要と提出までの流れ】

いわき市では、「地域ケア会議等」として『地域包括支援センター職員と担当事例を提出したケアマネジャーとの事例検討会』を実施し地域包括支援センターからの意見・助言を受けたことを独自の条件としております。

つきましては、下記のとおりにご対応いただきますようお願いいたします。

1 「居宅介護サービス等の事業所選択に関する説明についての確認書」の作成・署名受領

(1) 1～4の項目を記入する

- ・利用者がサービス事業所を比較、検討できるように説明する事業所名を記載してください
- ・説明日は、当該事業所の利用開始前の日付を記入

(2) そのサービスを利用している者全員に対し、上記(1)の内容を説明し「私は、上記の～（以下省略）」部分の（事業所番号）（事業所名）（選択理由）を記入していただき署名をもらう

- ・利用者本人が記載することを原則とします
- ・利用者本人が記載することが困難な場合は、家族の代筆も差し支えありません
また、家族の代筆も困難な場合は、介護支援専門員が代筆することも可能ですが、利用者及び家族が代筆困難な理由も記載すること
- ・選択理由は、利用者の希望だけではなく当該サービス事業所を選択した理由も記載すること（1法人のみの紹介や他の居宅サービスとの比較は不可）

2 「特定事業所集中減算に係る事例検討会依頼書」の作成・依頼・事例検討会開催

(1) 「特定事業所集中減算に係る事例検討会依頼書」を作成する

(2) 利用者の住所を管轄する地域包括支援センターに事例検討会の依頼をする

毎月10日を締切日（休日の場合はその前日）としますが、受付件数によっては次月の事例検討会となる場合があります。詳細については、該当の地域包括支援センターにお問い合わせください。

(3) 上記1の「居宅介護サービス等の事業所選択に関する説明についての確認書」の『5. 地域包括支援センターからの意見・助言』をいただき、『記入者氏名』欄に署名をもらう

3 いわき市へ「居宅介護サービス等の事業所選択に関する説明についての確認書」を提出

スキャン等によりPDFデータに変換後、当該減算の申請についての添付書類としてご提出ください。なお、申請は電子申請・届出システムにて行って頂きますようお願いいたします。

【事例検討会にて意見・助言をうけることができた判断例について】

1 訪問介護

- (1) 早朝または夜間にサービスを提供している。
(ケアプランに位置づけられている場合に限る)
- (2) 専門性の高い人材の確保など、事業所全体としてより質の高いサービスを実施している。(特定事業所加算を算定している事業所)
 - ・訪問介護員のうち、介護福祉士の占める割合が多い。
 - ・サービス提供責任者が手厚く配置されている。
 - ・当該事業所における緊急時の対応方針等が利用者に明示されており、緊急時の対応が確立されている。

2 通所介護・地域密着型通所介護

- (1) 認知症対応のプログラムが充実しており、効果が期待できる。
(具体的には、認知症加算を算定している事業所)
- (2) 運動機能向上のためのプログラムが充実しており、効果が期待できる。
(具体的には、個別機能訓練加算を算定している事業所)
- (3) 口腔機能向上にむけたプログラムが充実しており、効果が期待できる。
(具体的には、口腔機能向上体制を算定している事業所)
- (4) 要介護度が重い利用者を積極的に受入れている。
(具体的には、重中度者ケア体制加算を算定している事業所)
- (5) 利用者の家族の都合に合わせた、サービス時間の延長に対応できる。
(具体的には、時間延長サービス体制を算定している事業所)
- (6) 「温泉の効能が期待できる」など、利用者の希望に則した代替サービスが他にない。

3 各サービス共通例

- (1) ISOの認証（ISO9000）を取得している。
- (2) 社会福祉法人における介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度を導入している。
(利用者の認定証の写しを提出すること)
- (3) 利用者について、地区保健福祉センター及び地域包括支援センターから困難事例として判断されたものであり、やむを得ない事情がある。
- (4) 事業所として、他の事業所にはない特別な取組みをしている。